

## ◇ 離婚後に請求すべき按分割合(年金分割)に関する調停・審判を申し立てる方へ ◇

### 1 手続きの概要

離婚時年金分割制度における年金の按分割合(分割割合)について、当事者間の話し合いがまとまらない場合や話し合いができない場合には、家庭裁判所に対して按分割合を定める調停の申立てをすることができます。ただし、離婚した日の翌日から起算して2年を経過した場合には、この申立てをすることはできません。

なお、離婚調停の申立てに伴って年金分割の割合について話し合いたい場合には、夫婦関係調整調停(離婚)の手続を利用してください。

審判の申立てがあると、裁判官が書面照会等により相手方の意見も聴いた上、按分割合を決定する審判を行います。

調停の申立てがあると、当事者双方を呼び出して調停期日が開かれます。調停期日では、調停委員会が按分割合について話し合うための手続を進めます。

### 2 申立てできる方

離婚した元夫または離婚した元妻

※ 法律に定める一定の場合には、事実上の婚姻関係にあったと認められる方も対象になることがあります。

### 3 申立先

相手方の住所地(実際に住んでいる住所)の家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所

### 4 申立てに当たり提出をお願いするものは、次のとおりです。

**必ず「申立書提出前のチェックシート」でチェックしてから提出してください。**

(申立書提出の際、口のチェック欄を利用し、必要なものが揃っているかどうかご確認ください。)

- 下記の5に記載の書類
- 年金分割のための情報通知書(離婚日の記載があるもの)原本1通、写し2通  
※ 情報通知書の請求手続については、年金事務所、各共済組合又は私学事業団の窓口にお問合せください。
- 収入印紙 1,200円分
- 郵便切手 140円×1枚、100円×2枚、84円×6枚、50円×2枚、20円×4枚、10円×4枚、5円×2枚、2円×4枚(1,082円分)  
※ 審判の場合、さらに、500円×4枚、94円×2枚、5円×2枚を追加
- ◎ 審理のために必要な場合は、書類や郵便切手の追加提出をお願いすることがあります。

収入印紙と郵便切手は裁判所では売っていませんので、あらかじめ郵便局等でお買い求めください。



### 5 申立てする方が記入して提出する書類

1	申立書	裁判所から、申立ての内容を知らせるため、写しを相手方に送付します。提出の際には、相手方への送付用として申立書のコピーも提出してください。
		相手方の住所は相手方が <u>実際に住んでおられる住所</u> を記載してください。 申立人の住所を相手方に知られると、生命身体に危険が生ずるなど生活をする上で支障がある場合は、申立書には相手方に知られてもよい場所(同居中の住所など)を記載することができます。
2	事情説明書	申立てに至った事情などを記載してください。
		相手方から申請があれば、原則として相手方に見せたり、コピーをとらせたりします。その前提で、書くことができる範囲で記入してください。
3	送達場所等の届出書	裁判所から申立人に書類を送付する場所を記載してください(申立書の記載と別の住所にすることも可能です。)
		相手方に知られることで生命身体に危険が生ずるなど生活をする上で支障があるような場所はできるだけ避けてください。
4	進行連絡メモ	調停の進行に関して、参考にするものです。
		特別な事情がない限り非開示とします。

### 6 申立てする方に読んでおいてほしい書類

1	裁判所に書面を提出される方へ	裁判所に書面を提出する場合の注意書です。提出された書類は、相手方から申請があれば原則として相手方に見せたりコピーをとらせたりします。提出される書類で、相手方に知られると生命身体に危険が生ずるなど生活をする上で支障がある情報は、 <u>ご自身でその部分を黒塗りするなどして読み取れないようにしてコピーしたものを提出してください。</u> また、 <u>自ら作成する書面にそのような情報を記載しないようにしてください。</u>
2	調停のしおり	調停の進行についての説明書です。

## 7 相手方に知られたくない情報がある方へ

相手方に知られることで、生命身体に危険が生ずるなど生活をする上で支障がある情報のある方は、[このページ](#)の下部にある「14 相手方に知られたくない情報がある方へ」をご覧ください。

## 8 書類の提出及びお問い合わせ先

〒920-8655 金沢市丸の内7番1号 金沢家庭裁判所 076-221-3114(受付)  
(平日8:30~12:00 及び 13:00~17:00)



## 9 年金分割の請求手続について

家庭裁判所の審判や調停で按(あん)分割が定められた場合、実際に年金分割制度を利用するためには、一定の期限内に、当事者のいずれか一方から、年金事務所、各共済組合又は私学事業団のいずれかの窓口において、年金分割の請求手続を行う必要があります(家庭裁判所の審判や調停に基づき自動的に分割されるわけではありませんのでご注意ください)。

## 10 Q&A

**Q1** 年金分割には、請求期限があるのですか。

**A1** 厚生労働大臣等に対する年金分割の請求手続は、原則として、離婚をした日の翌日から起算して2年を経過した場合には、することができないこととされています。したがって、この期限を過ぎた場合には、家庭裁判所に対して審判又は調停の申立てをすることはできません。

**Q2** 「年金分割のための情報通知書」は、どこで入手することができるのですか。

**A2** 年金事務所等の相談窓口(年金事務所のほか、国家公務員共済組合の組合員の方は現在勤務している各省庁の共済組合(退職後は国家公務員共済組合連合会年金相談室)、地方公務員共済組合の組合員の方は現在所属している共済組合又は過去に所属していた共済組合、私立学校教職員共済組合の組合員の方は日本私立学校振興・共済事業団共済事業本部広報相談センター相談室)に請求してください。なお、情報通知書を請求する際、請求書、年金手帳(又は基礎年金番号通知書等)、戸籍謄本などが必要になりますので、詳しくは年金事務所等の相談窓口にお尋ねください。

**Q3** 審判が確定(又は調停が成立)したときは、どのような手続が必要ですか。

**A3** 家庭裁判所の審判や調停で按分割(分割割合)が定められた場合に、実際に年金分割制度を利用するためには、当事者のいずれか一方から、年金事務所等の窓口(Q2参照)において、年金分割の請求手続を行う必要があります(家庭裁判所の審判や調停に基づき自動的に分割されるわけではありません。)。特に、年金分割の請求には、期限が厳格に定められています(Q1、Q4参照)ので、この期限を過ぎることがないようにご注意ください。

年金分割の請求にあたっては、審判書謄本及び確定証明書(調停の場合は、調停調書謄本)のほか、戸籍謄本などの提出を求められますので、詳しくは年金事務所等の相談窓口(Q2参照)にお尋ねください。

**Q4** 離婚が成立した日の翌日から起算して2年を経過する前に家庭裁判所に審判(又は調停)の申立てをし、審判が確定(又は調停が成立)したのですが、審判が確定(又は調停が成立)する前に2年が経過してしまいました。この場合、年金分割の請求をすることはできなくなるのですか。

**A4** この場合には、審判が確定(又は調停が成立)した日の翌日から起算して6か月を経過するまで年金分割の請求をすることができます。

なお、審判が確定(又は調停が成立)した日が、離婚が成立した日の翌日から起算して2年を経過した日前6か月以内である場合にも、審判が確定(又は調停が成立)した日の翌日から起算して6か月を経過するまで年金分割の請求をすることができます。

いずれの場合も、この期間を経過すると請求をすることができなくなりますので、注意が必要です。